

地区計画の届出

地区計画名	建築条例	行為の種類	必要書類（下記の他、図面を添付してください）	備考
栗東駅前地区地区計画	なし	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書	・地区整備区域外の行為の場合は届出不要です。
安養寺線のわがまち計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・安養寺線のわがまち計画区域内現状変更行為届出書	・建築物の形態、意匠等は、「安養寺景観まちづくりガイドライン」に配慮する必要があります。
		土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書	
小野下茂中地区地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（小野下茂中地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
北中小路地区地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（北中小路地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
小野亥之子地区地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（小野亥之子地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
北中小路2期地区地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（北中小路2期地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
北中小路工業団地地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（北中小路工業団地地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
小野南部・上砥山工業団地地区地区計画	あり	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（小野南部・上砥山工業団地地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
栗東東部地区工業団地地区計画	制定予定	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（栗東東部地区工業団地地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。
小野工業団地地区地区計画	制定予定	建築物の建築等 建築物等の形態、色彩、意匠の変更 土地の区画形質の変更 建築物等の用途の変更	・地区計画の区域内における行為の届出書 ・地区整備計画に関する建築物等の設計明細書 ・緑化面積計算書（小野工業団地地区）	・緑地率の最低限度を設けているため、植栽計画図（配置図と併用可）を添付してください。

※ 建築行為着手の30日前までに届出してください。

※ 書類は各2部提出してください。

※ ご不明な点は、都市計画課計画係（TEL 077-551-0116）へお問い合わせください。